

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

企画部秘書課

監査期間 平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで

指摘事項	措置状況
ア 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の支払区分の適用誤りにより、支払額を誤って支払っていた。また、同一週を超えて週休日の振替えを行い、定められた勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。	勤務時間の支払区分を適切に直し、過支給分を返納しました。今後は支給事務のチェック体制を強化し、適切な支給に努めます。
イ 航空写真撮影業務の委託契約において、契約総価が確定しているにもかかわらず、単価契約で契約が締結されていた。契約方法の原則は総価契約であり、適切な事務をされたい。	航空写真撮影業務の委託契約については、ご指摘のとおり今後は契約方法の原則に従い、契約総価が確定している場合には、総価契約により契約を締結いたします。
ウ 西尾市名誉市民章の購入について、物品供給契約が締結されていた。市民章の作成については契約上の製造請負に当たるため、適切な事務処理をされたい。	西尾市名誉市民章の購入については、契約方法の原則に従い、製造請負契約により契約を締結いたします。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

企画部人事課

監査期間 平成26年 5月29日から
平成26年 6月13日まで

指摘事項	措置状況
契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務	
(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。	○指摘以降は、50万円を超える契約には、予定価格を設定します。
(イ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に関する事項の記載のないものが散見された。	○指摘以降の契約には、契約保証金に関する事項や暴力団排除に関する事項の記載をいたします。
(ウ) 特別健康診断（VDT検診）委託契約及び特殊業務従事者検診委託契約において、1者随意契約の正当な理由	○指摘以降の契約では、1者随意契約の理由を見直し、適切な理由を付します。
(エ) 職員採用試験問題集購入契約において、複数の者から見積書を徴すべきところ、1者からしか見積書を徴して	○H26年度契約より、一者随意契約の理由を記載しました。(H26.6.2)

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。